

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第7号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産条例（平成27年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）」に改め、同条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。